

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## ◇ 家屋の増築と贈与税の配偶者控除

**Q** : 今住んでいる家が狭くなってきたので、増築することにしました。建物は妻名義のため、増築資金を妻に贈与しようと思うのですが、この場合、贈与税の配偶者控除の適用を受けることはできるのでしょうか。

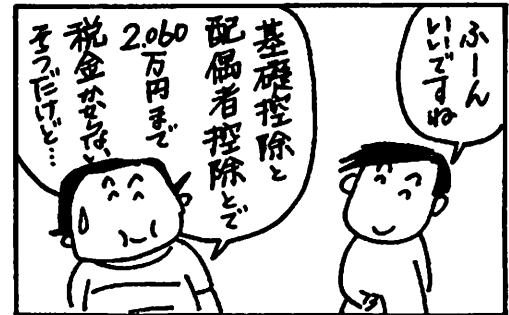
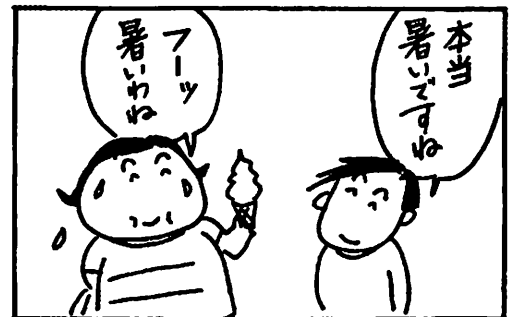
**A** : 家屋の増築の場合にも、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができます。

### 【解説】

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上である夫婦間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与があった場合に、贈与税の計算上60万円の基礎控除のほかに、更に受けることができる控除をいい、この控除の限度額は2千万円です。したがって、基礎控除と配偶者控除を併せた2,060万円までは贈与税がかからないこととなります。

ところで、この配偶者控除を受けるためには、贈与による取得財産が、専ら居住の用に供する土地（地上権や借地権を含みます）もしくは家屋、又はこれらを取得するための金銭であること、といった要件がありますが、この家屋の取得には、家屋の増築も含むこととされています。

したがって、ご質問の場合、他の要件を満たしているのであれば、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができます。



KIMIYO I